平成２６年（フ）第１２８７号
さいたま市大宮区三橋１丁目410番地２、旧住所埼玉県上尾市大字地頭方568番地５
債務者　野澤　恵利（旧姓佐久間）
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１３０２号
さいたま市中央区上落合５丁目16番７―603号
債務者　石渕　清華
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１３０６号
埼玉県新座市野火止３丁目11番６号　ライオンズマンション新座212号室
債務者　内田　博康（旧姓日下部）
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１７８号
千葉県東金市堀上799番地５
債務者　冨塚　朱里
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２６年（フ）第１６２号
新潟県長岡市南町１丁目９番12―203号　グランドハイツ203号室
債務者　堀江　真貴（旧姓松川）
１　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２６年（フ）第１６４号
新潟県長岡市昭和２丁目12番９号　コーポブリッジ２Ｆ
債務者　阿部　広幸
１　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２６年（フ）第２４８号
岡山県倉敷市連島町西之浦3260番地
債務者　中尾　拓実
１　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２６年（フ）第５２４８号
大阪市住吉区我孫子東３丁目９番12―５Ｃ号
債務者　磯﨑　義晶
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第５４６３号
大阪府豊中市桜の町３丁目９番10号、前住所大阪市浪速区恵比寿東２丁目２番10―211号
債務者　鵜木　純江
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第５５６４号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目21番17―206号
債務者　篠原美智子
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第９２号
大阪府四條畷市二丁通町24番３―206号
債務者　生野　克明（旧姓幸津）
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第１００３号
東京都府中市西原町３丁目１番地の３メゾン・ド・森田204
債務者　鈴木　夏樹
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２６年（フ）第１０２５号
東京都調布市深大寺東町１丁目26番地５グッドライフ調布寮
債務者　高田　建二
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２６年（フ）第２００７号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目21番18号　ぱれっとハウスかのん205
債務者　三ツ橋　進
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第２０５９号
神奈川県大和市中央１丁目６番４号
債務者　吉野富美子
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第２１２６号
横浜市都筑区東山田町1423番地１　パストラーレ102
債務者　稲満　慶太
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部